新宿区健康ポイント事業利用規約　新旧対照表

（新）	（旧）
全文　略 第１条～第８条　略	全文　略 第１条～第８条　略
第９条　区は、一定のポイントを貯めている参加者を対象として抽選を行い、景品を送付します。 2　景品を返品・交換することはできません。 3　景品の発送は原則一度限りとし、再送は行いません。 4　区に返送された景品について、当選者との連絡がつかない又は連絡がついてから 3 か月以上受領がない場合は、当選の権利を無効とさせていただきます。 5　景品の受領又は使用の結果発生した損害について、運営者は責任を負いません。	第９条　区は、一定のポイントを貯めている参加者を対象として抽選を行い、景品を送付します。 2　景品を返品・交換することはできません。 3　景品の受領又は使用の結果発生した損害について、運営者は責任を負いません。
10 条～18 条　略	10 条～18 条　略
附則 本規約は、平成 30 年 8 月 27 日から実施します。 本規約は、平成 31 年 1 月 31 日から実施します。 本規約は、令和元年 5 月 5 日から実施します。 本規約は、令和 3 年 5 月 17 日から実施します。 本規約は、令和 5 年 4 月 1 日から実施します。 本規約は、令和 6 年 5 月 1 日から実施します。	附則 本規約は、平成 30 年 8 月 27 日から実施します。 本規約は、平成 31 年 1 月 31 日から実施します。 本規約は、令和元年 5 月 5 日から実施します。 本規約は、令和 3 年 5 月 17 日から実施します。 本規約は、令和 5 年 4 月 1 日から実施します。